

# 架空請求の被害に遭わないために

## アダルトサイト関係の架空・不当請求

いわゆる「ワンクリック詐欺」に該当するものです。  
例えば、「18歳以上ですか？」で「はい」をクリックしたり、無料サンプル画像をクリックしただけで請求画面が現れます。  
アダルトサイト等で「Enter」やサムネイル(小さい画像)等をクリックすると年齢確認画面などが開き、「OK」を選択すると(場合によっては「キャンセル」でも「OK」と同じ扱い)登録完了画面が現れる場合があり、利用者を不安にさせてお金を振り込ませるものです。

### Point

申し込み意思もなく勝手に登録されたサイトからの請求は、毅然として無視しましょう。  
サイト画面に確認・訂正機会の提供ボタンがない場合には、操作ミスだと言えば相手方は契約の有効性を主張することはできません。  
登録の表示が出て、自ら住所、氏名等を入力しない限り、個人情報を知られることはありません。

## 無料出会い系サイト関係

無料のサイトに登録したら、別の有料サイトに登録されるものです。  
いわゆる二重登録で、無料サイトに登録すると同時に有料サイトにも登録されてしまい、有料サイトから請求されます。  
二重登録とはならなくても、「無料」なのは登録料のみで、利用料金は有料である場合が多く見られます。

### Point

契約するに当たっては、何が「無料」なのか十分に見極めましょう。  
最初の説明と違っていたら、錯誤無効を主張して請求には応じないと言った対応が必要です。

## ハガキ等の架空・不当請求

名簿などを基に同じ内容で不特定多数に送りつけるものです。  
例えば「アダルトサイトの利用料金が滞納している」という名目で請求してきます。  
これも人を不安にさせてお金を振り込ませる手口です。  
自宅へ取り立てに行く、会社に連絡するなどと言って不安をあおります。  
例えば「最終通告」「支払督促状」などを一方的に送りつけたりします。

### Point

他人の債権を回収できるのは、弁護士と法務省の許可を受けた株式会社だけです。  
また、法務省の許可を受けた株式会社が回収できる債権は限られていて、アダルトサイトなどの通信料金は回収できません。  
「支払督促」が届いたら、落ち着いて本当の裁判所からの通知かどうか確かめる必要があります。その場合、送られた書面の電話番号に電話せず、本当の裁判所の連絡先に連絡して、裁判所から通知が出されたのか確認する必要があります。

## メールによる架空・不当請求

不特定多数にメールを送信してくるものです。  
メールに記載されているURLにアクセスするとアドレスが相手に認識されてしまい、執拗な請求メールが届くようになります。  
これは、ハガキなどとは異なり、何度も請求が届くので心理的不安が大きく、振り込んでしまうケースが多いので気をつけましょう。

### Point

メールアドレスだけでは、住所や氏名を知られることはありません。  
「大至急ご連絡下さい」との内容があっても、絶対に連絡してはいけません。着信履歴から相手に電話番号が知られてしまいます。

## 電話(アダルトボイス)による架空・不当請求

「通話料無料」を謳ったアダルトボイスに電話をかけると、後日業者から登録料金や利用料金を請求されるという手口です。  
「無料」なのはフリーダイヤルによって「通話料が無料」というだけであって、情報料金等は別になっています。  
利用していなくても、電話等でアダルトボイスを利用したかのように料金を請求される場合があります。

### Point

利用規約は必ず内容を読むようにしましょう。  
連絡すると、着信履歴から電話番号が知られたり、脅されて個人情報を聞き出されるおそれがあるので、連絡しないようにしましょう。  
電話会社が個人情報を第三者に教えることは決してありません。